

### 3.4 柳瀬川・砂川堀ブロック

#### 3.4.1 概ね5年で実施する取り組み

具体的な取り組みを考える前に、現状を踏まえる必要があります。

柳瀬川・砂川堀ブロックについて、マスタープランで定めた基本方針、計画目標に対する「特徴と現状の課題」を整理しました。

次に、アクションプランの見直し予定時期である概ね5年後までに実施する取り組みを設定しました。

#### (1) 特徴と現状の課題

マスタープランで取りまとめられた、市民と行政双方から見た現状と課題をマスタープランの基本方針、計画目標ごとに分類しました。

表 3-30 柳瀬川・砂川堀ブロックの「特徴と現状の課題」

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	特徴と現状の課題
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	① 総合治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度は比較的高い、今後も向上が期待される</li> <li>・三富新田や狭山丘陵など緑地・農地が残されている</li> <li>・表面中間流出 38%、地下水涵養 30%、蒸発散 32%</li> <li>・市街化率 66% &lt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	② 水防災意識社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年浸水被害が発生</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	③ 地下水涵養の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「水循環」の認知度は比較的高い、今後も向上が期待される</li> <li>・水量の確保(空堀川)</li> <li>・地下水涵養(降水量の30%)</li> <li>・市街化率 66% &lt; 新河岸川流域全体 69%</li> </ul>
	④ 適正な水利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水量の確保(空堀川)、水量の維持(柳瀬川)</li> <li>・地下水涵養</li> <li>・水質維持(梅坂橋)、改善(栄橋 BOD3.4mg/L、COD6.7mg/L)</li> </ul>
	⑤ 豊かで清らかながれの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂の堆積←土砂流出点の把握と対策の具体化</li> <li>・水量の確保(空堀川)、水量の維持(柳瀬川)</li> <li>・地下水涵養</li> <li>・水質維持、改善</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥ 市民が集う水辺環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント(川まつりなど)の継続</li> <li>・水質改善(柳瀬川下流)</li> </ul>
	⑦ 多自然川づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質改善(柳瀬川下流)</li> <li>・土砂の堆積←土砂流出点の把握と対策の具体化</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧ 連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親水イベント(川まつりなど)の継続</li> <li>・市民の「水循環」の認知度は比較的高い、今後も向上が期待される</li> <li>・市民団体活動の活発化</li> </ul>

青字：特徴 赤字：課題

項目	柳瀬川・砂川堀ブロック
治水	<p>■床上浸水 219 棟、床下浸水 342 棟(近 5 年間)</p> <p>■H22 年 7 月豪雨では、所沢市・東村山市・立川市の 3 都市で数十棟の浸水被害(内水)が発生。</p>
土地利用	<p>■市街化率 66% &lt; 新河岸川全流域 (69%)</p> <p>■流域全体の平均(57%)よりもやや低いブロック。</p> <p>■三富新田や狭山丘陵など、緑地・農地が残されている場所もある。</p>
水収支	<p>■表面中間流出 38、地下水涵養 30、蒸発散 32</p> <p>※小数点第一位を四捨五入した各値を合計しているため、総計が 100 でない可能性があります</p> <p>■表面流出+中間流出量が流域全体平均より少ない。</p> <p>■地下水涵養量は降水量の 30%程度と流域全体平均より多い。</p>
平常時の水量	<p>■主要支川比流量(柳瀬川) 0.052m<sup>3</sup>/s/km<sup>2</sup>(近 5 年間)</p> <p>■柳瀬川本川は現在も流量は豊富である。</p> <p>(ただし、清柳橋では、H10 頃まで流量が減少。)</p> <p>■空堀川では、平成初期から川に水が少ない状態が続き、瀬切れも発生。</p>
河川水質	<p>■BOD3.4mg/L、COD6.7mg/L(栄橋、近 5 年間の 75%値)</p> <p>■BOD は全川を通して大幅に改善。</p> <p>■上流側の梅坂橋では、全窒素は H10 年以降大幅に改善し、亜硝酸窒素も低い値を維持。</p> <p>■下流側の栄橋では、全リンは改善しているものの、全窒素(硝酸態窒素)はあまり改善していない。</p>
親水	<p>■夏場には多くの地点で川まつりが開催され、水辺へのアクセスも良い箇所が多い。</p> <p>■川に関する活動する市民団体も多い。</p>
歴史文化	<p>■三富新田は旧跡として埼玉県指定文化財に指定されている。</p> <p>■柳瀬川水循環 MP/AP の取組みを推進してきたこともあり、市民の「水循環」に対する認知度は、他のブロックと比べると高い。</p>

#### <柳瀬川・砂川堀ブロック>の現状と課題

- 空堀川では平成初期頃から川の水量が少なくなり、瀬切れが発生する期間があり、水量の確保が課題である。
- 下水道の面整備により河川水質は改善されたが、柳瀬川下流(栄橋)では全窒素(硝酸態窒素)はあまり改善されていないため、子供たちが安全安心に川へ入れるよう更なる水質改善が求められる。
- 水辺へのアクセスが良い地点も多く、夏場には多くの地点で川まつり(イベント)が開催されており、こうした取組みを今後も継続していくことが求められる。
- 柳瀬川下流に土砂が堆積するようになってきており、土砂流出点の把握や対策の具体化が求められる。

図 3-4 柳瀬川・砂川堀ブロックの特徴と現状の課題

出典：新河岸川流域水循環マスタープラン

(2) 概ね5年で実施する取り組み

概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み、および行政が主体となる取り組みを設定しました。

表 3-31 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（1/5）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: #e0e0e0; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #f4cccc; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>						
マスタープラン基本方針	マスタープラン計画目標	アクションプラン計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の目標
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	①総合治水対策の推進	a 雨水貯留・浸透施設の普及 b 自然地の質の向上 c 河道内樹木の適正管理 d 内水氾濫の軽減 e 流出抑制意識の啓発	1	市民	a,e イベントにおいて、雨水浸透ますや雨水タンクのPRを進め、その普及や流出抑制意識の向上に努めます。	実施と賛同者の増
			2		a 個人宅において、雨水浸透ますの設置や宅地内貯留をおこない、その普及に努めます。	設置および継続的な維持管理
			3		a,d 設置された雨水浸透ます等のメンテナンスを推進します。	設置および継続的な維持管理
			4		b 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			5		b 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態の継続
			6		c 河川管理者と覚書を結び、管理基準を決めて河道内樹木の剪定・伐採をします。	良好な状態の継続
			7		d 住宅の周辺など身近な側溝等を清掃します。	継続的実施
	②水防災意識社会の実現	f 水防災意識の啓発 g 洪水時の安全な避難確保	8	f 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増	
			9	f 川に関するイベントで水防に関する勉強会や訓練を実施します。	継続的な実施、参加者の増	
			10	g 避難行動を的確に行うためのマイタイムラインを作成します。	実施と定期的な確認	
			11	g 気象情報や水位情報等のリスク情報を収集します。	平常時からの実施	
			12	g ハザードマップを市民自ら確認します。	平常時からの実施	
			13	g 家族や仲間と避難について話し合い、洪水時の安全な避難確保に取り組みます。	定期的な確認、実施	
			14	g 水害を想定した避難訓練に参加します。	継続参加、家族、知人等のお誘い	

表 3-32 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（2/5）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 15%; background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</div> <div style="width: 15%; background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</div> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラ ンスを保った水循 環系の実現	③地下水涵養 の促進	h 地下水の保持 i 自然地の質の 向上 j 雨水の利用促 進 m 湧水の保全	15	市民	h,j,m イベントにおいて、雨水浸透ま すや雨水タンクのPRを進め、その普 及や流出抑制意識の向上に努めま す。また、その積極的な実施を行政 に要請します。	実施と賛同 者の増
			16		i 斜面林など樹林の手入れや雑木林 の育成をします。	良好な状態 の継続
			17		i 緑地等を保全・清掃します。	良好な状態 の継続
	④適正な水利 用の推進	h 地下水の保持 j 雨水の利用促 進 k 節水の推進	18		h,j,k 米のとぎ汁は植木に与えるな ど、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			19		h,j,k 災害への備えおよび節水とし て、お風呂の水を常時ためておく等、 適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			20		j 雨水タンクを設置する等、雨水の利 用を促進します。	設置および 継続的な維 持管理
			21		k 節水型の製品（シャワー、トイレ、 洗濯機など）を導入するなど、節水を 行い、適正な水利用を促進します。	継続実施、 工夫
			⑤豊かで清らか なながれの確保		k 節水の推進 l 河川水量・水質 の保全	22
	23	l 新河岸川水系における水辺の総合 調査に参加し、調査データを水辺環 境保全・向上活動に提供します。				継続参加お よび家族、 知人等のお 誘い
	24	l 水質調査を実施し、その維持・向上 のためのモニタリングを行います。				継続実施に よるモニタ リング
	25	l,k 下水道未接続生活排水を無くす 要請を行います。				—
	26	l 油を流さない等の生活排水対策を 行い、水質の保全に努めます。				継続的実施
	27	l 除草剤などの使用を適正に行う 等、水質の保全に努めます。	継続的実施			

表 3-33 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（3/5）

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span style="background-color: #ccccff; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ccffcc; padding: 2px;">市民団体が行う取り組み</span> <span style="background-color: #ffcc99; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>						
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	⑥市民が集う水辺環境の形成	n 河川を中心とした景観形成 o 河川水量・水質の保全 p 水辺へのアクセス整備 q 生物多様性の保全	28	市民	n,o 河道および管理通路のごみの清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			29		n 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			30		n,q 近隣の学校の総合学習の時間を活用した河川用地への植樹、花壇の手入れ、ヤゴ救出作戦を行います。	継続的実施
			31		n,o,q ワンドのかいぼりを行います。	継続的実施
			32		o,q 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			33		o 水質調査を実施し、その維持・向上のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング
			34		p 安心して憩える親水広場をつくるため、防犯パトロールをします。	継続実施
	⑦多自然川づくりの推進	o 河川水量・水質の保全 q 生物多様性の保全	35	o,q 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い	
			36	q 特定外来生物などを防除します。	適宜実施	
			37	q 調節池におけるエコロジカルネットワークの構築を推進します。	継続的実施	
			38	q 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施	
			39	q 行政が実施する空堀川の草刈りに立会い、保全すべき植生の指摘等をおこないます。また、在来種と水際1mは原則として草刈りをやめる等のルール化を行います。	継続実施	
			40	q 水が枯れた川から魚を救出します。	継続的実施	

表 3-34 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（4/5）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	r 川への関心向上 s 河川環境教育の推進 t 市民団体の連携・協働 u 市民と行政の連携・協働 v 市民と行政、企業の連携・協働 y 水害を想定した避難訓練の推進	41	市民	r 河川周辺の清掃や草刈り等を行います。	継続的実施
			42		r 動植物の調査や観察会を行います。	継続的実施
			43		r 特定外来生物を調査し、繁殖しすぎて在来種に影響を与えないようにします。	適宜実施
			44		r 斜面林など樹林の手入れや雑木林の育成をします。	良好な状態の継続
			45		r,s,v 川まつり等、川に関するイベントを企画・開催します。	継続実施
			46		r 水質調査を実施し、その維持・向上のためのモニタリングを行います。	継続実施によるモニタリング
			47		r,s,t 川の水量・水質の一斉調査に参加し、その保全・向上にも取り組みます。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			48		r,s,t 新河岸川水系における水辺の総合調査に参加し、調査データを水辺環境保全・向上活動に提供します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			49		r,s ワンドのかいぼりを行います。	継続的実施
			50		r,u 市民団体の活動に関するものを環境フェアへ出展します。	継続実施
			51		r ホームページ・ブログ等で市民活動を広報します。	継続実施
			52		r 市民団体の会報を発行・配布します。	継続実施
			53		r 川から見上げる鯉のぼりを掲揚します。	継続的実施
			54		r,s 近隣の学校に対し、防災や河川環境に関して、出前講座等、オンライン授業等の教育支援を行います。	継続的な実施、実施対象や頻度の増
			55		r,s 近隣の学校の総合学習の時間を活用した河川用地への植樹、花壇の手入れ、ヤゴ救出作戦を行います。	継続的実施
			56		r,t 近隣の市民団体と協働で川に親しむイベントを開催します。	継続的実施

表 3-35 概ね5年で実施する、市民が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（5/5）

				<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人が行う取り組み</span> <span style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">市民個人または、市民団体が行政等と連携・協働して行う取り組み</span> </div>		
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	t 市民団体の連携・協働 u 市民と行政の連携・協働 v 市民と行政、企業の連携・協働 w 流域の人と自然資源との関わりの健全化 x 水循環に関する意識の醸成 y 水害を想定した避難訓練の推進	57	市民	t 調節池におけるエコロジカルネットワークの構築を推進します。	継続的実施
			58		u 河川管理者と覚書を結び、管理基準を決めて河道内樹木の剪定・伐採をします。	良好な状態の継続
			59		u 流域連絡会等に参加し、河川に関して提案します。	継続的実施
			60		u 自治体へ、浸水被害防止や市民に親しまれる河川整備のための情報を提供します。	継続的実施
			61		v 清掃活動等、企業との協働を推進します。	継続的実施
			62		w 自然環境に対する人の関わり方・マナーの実態調査を行います。	適宜実施
			63		x 川や水循環に関する学習をします。	継続的実施
			64		x 川や水循環に関するイベントに参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い
			65		y 水害を想定した避難訓練等に参加します。	継続参加および家族、知人等のお誘い

表 3-36 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（1/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	行政で行う取り組み		取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
			情報提供型	双方向型			
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	①総合治水対 策の推進	a 緑地・農地の保 全、自然地の質 の向上 b 雨水貯留・浸透 施設の普及 c 下水道対策（貯 留管の整備等） の推進 d 流域一帯となっ た内水対策（内水 排除ポンプの整 備等） e 河川、水路の 改修 f 堆積土砂・ヘド 口の浚渫			■■■■ 現在実施しており、今後更に拡大する		■■■
			1	東村山市	a 緑地の公有地化と将来を見据えて地域を指定します。また、民有地の生垣保存を行います。	継続実施	■■■
			2	東大和市、清瀬市、立川市	a 生産緑地指定を継続・推進します。	継続実施	■■■
			3	清瀬市	a 緑地等の公有地化を推進します。	継続実施	■■■
			4	武蔵村山市	a みどりの基金を毎年取り崩し、保存樹林等奨励金として使用します。	継続実施	■■■
			5	立川市	a 都市計画法に基づく公園、緑地の設定、買収を行います。	継続実施	■■■
			6	所沢市	a 地域制緑地の指定や公有地化等により樹林地を保全します。	継続実施	■■■
			7	志木市	a 「ふれあいの森事業」により、市内に残された少ない樹林地の適正な管理を行います。	継続実施	■■■
			8	東村山市、立川市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町	b 開発事業を行う事業者等に雨水流出抑制施設の設置を指導します。	継続実施	■■■
			9	東村山市	b 東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則に基づき、開発事業以外で個人住宅に貯留槽および浸透マス設置工事費の一部を助成します。	継続実施	■■■
			10	東大和市、武蔵村山市	b 公共施設や民間施設における雨水浸透施設設置を推進します。	継続実施	■■■～■■■
			11	清瀬市	b 新たに集水樹を設けられない場合に既設の集水樹を浸透させる工法（雨水集水樹浸透化工法（EGSM工法））を検討します。	継続実施	■■■
			12	清瀬市	b 開発指導の中で東京管区気象台のデータによる5年確立（60mm/h）相当を処理する雨水施設の設置を行っています。	継続実施	■■■
			13	清瀬市	b 清瀬市雨水浸透施設設置助成金交付要綱に基づき、開発事業以外で個人住宅に雨水浸透マスの設置工事費の一部を助成します。	継続実施	■■■
			14	立川市	b 既存住宅に対する雨水浸透樹の設置助成制度により、設置を促進します。	継続実施	■■■
			15	東村山市、清瀬市	c 雨水排水管を整備します。	継続実施	■■■
			16	所沢市	d 道路雨水樹の浸透化を推進します。	継続実施	■■■
			17	所沢市	e 河川・水路の改修、整備工事を実施します。	継続実施	■■■
			18	東村山市、所沢市	f 堆積土砂等を浚渫します。	適宜実施	■■■
19	富士見市	f 側溝を清掃します。	継続実施	■■■			

表 3-37 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック (2/7)

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	
							行政で行う取り組み	情報提供型
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	②水防災意識 社会の実現	g 流域一帯となつた 防災訓練、水災に 対する危機管理 訓練 h ハザードマップ の作成・周知・見 直し i 情報収集・連絡 体制の整備 j 避難行動を促す ためのリアルタイム情 報の提供やフッシュ 型情報の発信体 制構築(水位計 の設置等を含む)	20	東村山市	g 広域応援などの災害対策の新しい課題に 適応した訓練や避難所運営、自主防災 組織等の救出救助など住民を主体とした 訓練および総合震災訓練、総合水防訓練 を実施します。	継続実施	★★★	
			21	清瀬市、武蔵 村山市	g 水防訓練を実施します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			22	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	h 最新の水防法に基づき更新したハザード マップを全世帯に配布し、市報(町報)及 びHP等により周知します。	希望者に随 時配布	★★☆~ ★★★	
			23	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	i 雨量・水位等の情報収集体制および関 係機関との連絡体制を構築します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			24	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	i 情報伝達訓練を実施します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			25	東村山市	i 前川に水位観測システムを導入しま す。 (パソコン、スマートホン等でリアルタイム に水位の確認が出来る)	継続実施	★★★	
			26	東村山市、清 瀬市、武蔵村 山市、立川市、 所沢市、志木 市、富士見市、 三芳町	j ヤフー(株)と災害協定を締結し、アプリ 「ヤフー防災」の登録者に災害情報を提 供します。	継続実施	★★☆~ ★★★	
			27	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	j 防災行政無線、公式SNS、緊急速報 メール、登録型メール、市公式アプリ、 データ放送、広報車など多様な手段を活 用した避難情報の配信を行います。	継続実施	★★☆~ ★★★	

表 3-38 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（3/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	行政で行う取り組み			
					情報提供型	双方向型	実施段階	
1. 人命被害や 社会経済被害 を極力軽減する 安全・安心な社 会の構築	②水防災意識 社会の実現	k 事前の行動計 画(タイムライン 等)の作成 l マイタイムライン の周知 m 災害用井戸の 指定・活用 n 防災教育・河川 環境教育 o 河川施設の役 割について地域 住民の理解を深 める活動 p 自主防災組織 の活性化および 防災リーダーの 養成	28	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市、三 芳町	★★★	現在実施しており、今後更に拡大する	適宜実施	★★☆～ ★★☆
			29	東村山市、東 大和市、清瀬 市、立川市、所 沢市、志木市、 富士見市	★★☆	現在実施しており、引き続き今のペースで実施する	継続実施	★★☆
			30	東大和市、清 瀬市、武蔵村 山市、立川市、 富士見市	★★☆	現在実施しており、引き続き今のペースで実施する	適宜実施	★★☆～ ★★☆
			31	東大和市、清 瀬市	★★☆	現在実施していないが、これから5年以内に実施する	適宜実施	★★☆
			32	清瀬市、武蔵 村山市、所沢 市、富士見市、 三芳町	★★☆	現在実施していないが、これから5年以内に実施する	適宜実施	★★☆～ ★★☆
			33	東大和市	★★☆	現在実施していないが、これから5年以内に実施する	継続実施	★★☆
			34	清瀬市、富士 見市	★★☆	現在実施していないが、これから5年以内に実施する	継続実施	★★☆
			35	武蔵村山市	★★☆	現在実施していないが、これから5年以内に実施する	継続実施	★★☆
			36	所沢市、富士 見市	★★☆	現在実施していないが、これから5年以内に実施する	適宜実施	★★☆

表 3-39 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（4/7）

		行政で行う取り組み		★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する			
		情報提供型		★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する			
		双方向型		★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する			
マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと	③地下水涵養 の促進	q 緑地・農地(水田、畑)の保全(緑地の公有地化等)、自然地の質の向上(森林の手入れ等) r 沿川の水田の保全、営農支援 s 公園の整備	37	東村山市	q 緑地の公有地化と将来を見据えて地域を指定します。また、民有地の生垣保存を行います。	継続実施	★★☆
			38	東大和市、清瀬市	q 生産緑地指定を継続・推進します。	継続実施	★★☆
			39	清瀬市	q 緑地等の公有地化を推進します。	継続実施	★★☆
			40	武蔵村山市	q みどりの基金を毎年取り崩し、保存樹林等奨励金として使用します。	継続実施	★☆☆
			41	立川市	q,s 都市計画法に基づく公園、緑地の設定、買収を行います。	継続実施	★★☆
			42	所沢市	q 地域制緑地の指定や公有地化等により樹林地等を保全します。	継続実施	★★★
			43	所沢市	q 市民協働による樹林地管理の推進及び保全管理計画の作成を行います。	継続実施	★★★
			44	志木市	q 「ふれあいの森事業」により、市内に残された少ない樹林地の適正な管理を行います。	継続実施	★★☆
			45	東大和市	r 認定農業者育成のための認証制度を推進していきます。	認証制度の推進	★★☆
			46	清瀬市	s 芝生広場、花畑、農園、園路など、花とみどりがある公園の整備を検討します。	適宜整備	★★☆
			47	立川市	s 開発事業に伴う公園、緑化地の設置を指導します。		★★☆

表 3-40 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック (5/7)

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと	③地下水涵養 の促進	t 雨水浸透施設の普及 u 地下水の保全と管理(モニタリング)、地下水揚水の適正化	48	東大和市、武蔵村山市	t 公共施設や民間施設における雨水浸透施設設置を推進します。	継続実施	★☆☆～ ★★☆
			49	東村山市、立川市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町	t 開発事業を行う事業者に雨水流出抑制施設の設置を指導します。	継続実施	★★☆
			50	東村山市	t 東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則に基づき、開発事業以外で個人住宅に貯留槽および浸透マスの設置工事費の一部を助成します。	継続実施	★★☆
			51	清瀬市	t 新たに集水樹を設けられない場合に既設の集水樹を浸透させる工法(雨水集水樹浸透化工法(EGSM工法))を検討します。	継続実施	★★☆
			52	清瀬市	t 開発指導の中で東京管区気象台のデータによる5年確立(60mm/h)相当を処理する雨水施設の設置を行っています。	継続実施	★★☆
			53	清瀬市	t 清瀬市雨水浸透施設設置助成金交付要綱に基づき、開発事業以外で個人住宅に雨水浸透マスの設置工事費の一部を助成します。	継続実施	★★☆
			54	立川市	t 既存住宅に対する雨水浸透樹の設置助成制度により、設置を促進します。	継続実施	★★☆
			55	志木市	t 区画整理内の浸透施設の適切な維持管理を行います。	継続実施	★★☆
			56	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、立川市	u 環境確保条例第135条に基づき、揚水量の報告を受け、データを東京都へ情報提供しています。	継続実施	★☆☆～ ★★☆
			57	東大和市	u 地下水の有機塩素系化合物の含有濃度について、水質調査をおこない結果を公表します。	継続実施	★★☆
			58	清瀬市	u 災害対策用井戸等で水質検査を実施します。	継続実施	★★☆
59	所沢市	u 埼玉県の測定計画に基づき、個人の所有者の協力のもと、水質のモニタリング(常時監視)を実施します。	継続実施	★★☆			

表 3-41 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（6/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階	行政で行う取り組み		
								情報提供型	双方向型	★★★ 現在実施しており、今後更に拡大する ★★☆ 現在実施しており、引き続き今のペースで実施する ★☆☆ 現在実施していないが、これから5年以内に実施する
2. 自然環境が 保全され人間 社会の営みと の適切なバラン スを保った水循 環系の実現	④適正な水利 用の推進	v 雨水の利用促進 (生活用水、環 境用水など)	60	東村山市	v 市民農園(富士見町農園)、農とみどりの 体験パーク(ちろりん村)に雨がえる (雨水貯留槽)を設置し、野菜、草花を育 てる等の水として利用および助成制度で 設置した貯留タンクにより植木等への散 水をおこないます。	継続実施	★★☆			
			61	東大和市	w 市内を流れる河川の水質調査を行います。	継続実施	★★★			
			62	東村山市、所 沢市	x 公共下水道を整備します。	継続実施	★★☆			
			63	東村山市、東 大和市、清瀬 市、所沢市、富 士見市	y 老朽化した下水道管についてストックマ ネジメント計画策定するとともに、計画的 に点検・調査を行い、改築・修繕を実施し ます。	継続実施	★★☆			
			64	所沢市	z 単独浄化槽を合併浄化槽に転換する補 助をします。	継続実施	★★☆			
			65	東村山市、清 瀬市、所沢市	A 規制対象事業所全てに排水の立入検 査を実施します。	継続実施	★★☆			
			66	東村山市、東 大和市、清瀬 市、武蔵村山 市、所沢市、志 木市、富士見 市、三芳町	B 浄化槽の維持管理についてホームペ ージ等により周知・啓発します。	継続実施	★★☆～ ★★★			
			67	立川市	B 浄化槽の清掃費用に対する補助金制 度についてホームページ等により周知し ます。		★★☆			
			68	東大和市	C 東京都エコ農産物認証制度の推進・支 援を行います。	継続実施	★★☆			
			69	所沢市	C 農薬の使用方法や注意事項を厳守の うえ、周辺への影響に配慮して使用する よう啓発します。	継続実施	★★☆			
3. 流域の水辺 に多くの市民が 集う水辺環境や 自然環境の形 成	⑥市民が集う水 辺環境の形成	D 河川を中心とし た景観形成 E 河川流量の確 保・水質の保全 F 河畔林や河道 の瀬・淵・湾曲な どの保全・創出 G 桜並木の維 持・整備 H 河川沿いの道 路の活用	70	東村山市、東 大和市	D 清水富士見緑地の草刈りを定期的 に行います。	継続実施	★★★			
			71	東村山市、清 瀬市、所沢市	E 規制対象事業所全てに排水の立入検 査を実施します。	継続実施	★★☆			
			72	東大和市	E 市内を流れる河川の水質調査を行いま す。	継続実施	★★☆			
			73	所沢市	E 農薬の使用方法や注意事項を厳守の うえ、周辺への影響に配慮して使用する よう啓発します。	継続実施	★★☆			
			74	所沢市	F 地域制緑地の指定による湿地や河畔 林等の水辺地を保全します。	継続実施	★★★			
			75	所沢市	G 民地や道路に越境している木や腐食 している木などを処理します。	継続実施	★★☆			
			76	所沢市	H ウッドチップ敷きによる砂川堀の散策 路を整備します。	継続実施	★★★			
			77	所沢市	I ふるさと川の再生事業(市民団体と市が 協働して多様な生物が生息する自然豊 かな川の実現を目的とした事業)を推進し ます。	継続実施	★★★			
	⑦多自然川づく りの推進	I 生きものの生 息・生育環境に配 慮した河川整備								

表 3-42 概ね5年で実施する、行政が主体となる取り組み：柳瀬川・砂川堀ブロック（7/7）

マスタープラン 基本方針	マスタープラン 計画目標	アクションプラン 計画目標	No.	取り組み主体	取り組み内容	概ね5年間の 目標	実施段階
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	⑧連携・協働、市民参加、環境学習・防災教育	J 川への関心向上 K 市民・市民団体・企業と行政との協働 L 市民と行政の連携・協働、市民活動の支援 M 水辺の清掃活動の実施 N イベントの開催 O 水害を想定した避難訓練の実施、防災教育	78	所沢市	J 多様なメディアへの積極的な情報発信、散策路マップの整備・活用、SMS等を活用したPRを行います。	継続実施	★★☆
			79	富士見市	J 柳瀬川の生態調査を行います。	継続実施	★★☆
			80	富士見市	J,N 小学生を対象に水生生物の調査・観察会を開催します。	継続実施	★★☆
			81	東村山市	K,M 淵の森緑地及び柳瀬川の清掃活動を行います。	継続実施	★★☆
			82	東村山市	K,N 空堀川・川まつりに参加し、施設の設置・撤去等準備を行います。	継続実施	★★☆
			83	清瀬市	K,N 市民や事業者等と協働できよせの環境・川まつりを開催します。	継続実施	★★☆
			84	東村山市、東大和市、清瀬市	L,M 市民団体が主催する清掃活動へ協力します。	継続実施	★★☆
			85	清瀬市	L 市民団体等のボランティア活動の輪を広げるため、市報等で参加者募集を支援します。	継続実施	★★☆
			86	所沢市、三芳町	L 砂川堀中流域の三宮新田に連なるくぬぎ山地区において、くぬぎ山地区自然再生協議会に参加します。	継続実施	★★☆
			87	志木市	L 市ホームページに市内ボランティア団体を台帳にしたボランティア便利帳を掲載し、各団体の活動を紹介します。また、公式SMSを活用し、情報提供等を行います。	継続実施	★★☆
			88	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市	N 空堀川水環境確保対策会で「親子の環境教室」を開催します。	継続開催	★★☆～★★★
			89	富士見市	N,M いかだで川下りと清掃をするイベントを開催します。	継続実施	★★☆
			90	東大和市	O 消防団や消防署等と連携して、自治会等が参加する水防訓練を実施します。	継続実施	★★☆
			91	清瀬市	O 市総合水防訓練に合わせて、自治会の避難誘導訓練を実施します。	適宜実施	★★☆
92	東村山市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、所沢市、志木市、富士見市、三芳町	K 清掃活動等、市民団体や企業との協働を推進します。	適宜実施	★★☆～★★★			

## 3.4.2 今後の取り組み

5年の期間に関わらず、今後実施していくべき取り組みの方向性を以下のように設定しました。

表 3-43 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：柳瀬川・砂川堀ブロック（1/2）

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と市民団体の協働による河道内樹木の剪定を実施していきます。</li> <li>・雨水浸透・貯留施設の啓蒙活動を、環境フェアや公開勉強会などで実施していきます。</li> <li>・近隣の小学校に対し、水防災および実際に河川環境に触れる教育支援を推進していきます。</li> <li>・アパート、流域住民への水防災意識の啓発を行います。</li> <li>・自治会の防災担当者のモチベーション維持・向上を行います。</li> <li>・ハザードマップの周知・認識向上のため、行政と協力して説明会等を開きます。</li> <li>・現地に遠くからでも視認できる掲示板（現在の水位、避難水位、雨量等）を設置するよう行政に要請します。</li> <li>・エリアメールを採用して、避難水位に近づいた場合は即座に市民に周知するよう行政に要請します。（河川管理者と地方自治体）。</li> <li>・調節池跡・旧川を活用して、設定雨量以上の雨が降ったときに備えるよう行政に要請します。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・中流域の水質悪化をなくすため、家庭雑排水対策に関して啓発していきます。</li> <li>・雨水浸透・貯留施設の啓蒙活動を、環境フェアや公開勉強会などで実施していきます。</li> <li>・河床からの漏水により水枯れが生じている箇所は、全幅の粘土ばり等で漏水を防止するよう河川管理者に要請します。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃活動の参加人員を増やし、清掃範囲を拡げていきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・中流域の水質悪化をなくすため、家庭雑排水対策に関して啓発していきます。</li> <li>・近隣の小学校に対し、水防災および実際に河川環境に触れる教育支援を推進していきます。</li> <li>・固有種の生息環境を守り、親水性や景観を保全するための特定外来生物の防除を推進していきます。</li> <li>・調整池において在来魚種3種、水生昆虫10種、オオヨシキリとセッカの生息実現を目指していきます。</li> <li>・調節池跡、旧川をビオトープ化して、生物が住め、触れ合える場所にするよう河川管理者に要請します。</li> </ul>

表 3-44 市民が主体となる、今後の取り組みの方向性：柳瀬川・砂川堀ブロック（2/2）

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体の活動やイベントの広報を強化していきます。</li> <li>・河川環境教育支援について、子どもたちの関心が遊びから水循環、治水、環境へ広がるよう内容を工夫していきます。</li> <li>・「身近な川の一斉調査」の長年の調査結果を活用した流域づくりを推進していきます。また、学校との協働を推進していきます。</li> <li>・地域住民が憩える場として清水富士見緑地の管理をこれからも市民と行政の協働で進めていきます</li> <li>・市民と市民団体の協働による河道内樹木の剪定を実施していきます。</li> <li>・他の市民団体と協働して、川に親しむイベントを増やしていきます。</li> <li>・川に関する公開勉強会を増やしていきます。</li> <li>・調査ボランティアによる「自然環境に対する人の関わり方・マナー」の啓発活動を拡大していきます。</li> <li>・河川環境教育を推進しやすい川づくりを提案します。</li> <li>・市民が川に触れ合えるよう、親水堤防・親水階段の設置を行政に働きかけます。</li> <li>・川あそびの時の注意事項等を市民に対して啓蒙します。</li> </ul>

表 3-45 行政が主体となる、今後の取り組みの方向性：柳瀬川・砂川堀ブロック

マスタープラン基本方針	今後の取り組み
1. 人命被害や社会経済被害を極力軽減する安全・安心な社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の氾濫や集中豪雨等の災害情報（ハザードマップ等）を速やかに提供し、市民自らが被害を軽減できるような情報収集、提供のしくみづくりを推進するとともに、水防訓練、防災訓練を実施・継続していきます。</li> </ul>
2. 自然環境が保全され人間社会の営みとの適切なバランスを保った水循環系の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、地下水、湧水の調査を行うとともに、雨水の土壌への浸透を促すため、雨水浸透施設の設置や日常生活、事業活動での節水、雨水の有効利用を促進していきます。また、緑地の保全および雨水処理能力の向上を図っていきます。</li> </ul>
3. 流域の水辺に多くの市民が集う水辺環境や自然環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の交流イベントを充実させていきます。</li> <li>・市が管理する範囲で、要望される箇所について街灯の設置を検討していきます。</li> </ul>
4. 人と人が水を通じてつながりあう社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民団体と連携し、水辺空間をテーマとした市民講座の開催や、河川などで行われる学習会や美化活動を支援していきます。</li> </ul>